

令和3年11月19日
国土交通省海事局

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行
に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和3年9月28日から令和3年10月27日まで、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、1件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和3年9月28日（火）から令和3年10月27日（月）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送及び電子政府の総合窓口（e-Gov）

2. 意見の数

提出意見数 1件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課

03-5253-8639

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	考え方
申請者が法人に属する場合において、公正性・適切性の確保と行政における管理に益するので、申請書類に法人番号の記載を行わせるようにすべきと考える。	法令の運用にあたり、公平性・適切性を確保し、対象者を適切に管理することは、非常に重要と考えております。今次の改正に関する制度の運用に際しては、法人番号を確認する等によって、法人の適格性等を確保していくことといたします。